

他市町村の被保険者に係る本市の地域密着型サービス事業所利用について

1 基本的な考え方

地域密着型サービスは、本市の被保険者が利用するものであること。



よって、他市町村の被保険者の利用は、やむを得ない理由がない限り不可。

原則、住所を本市に異動すべきです。

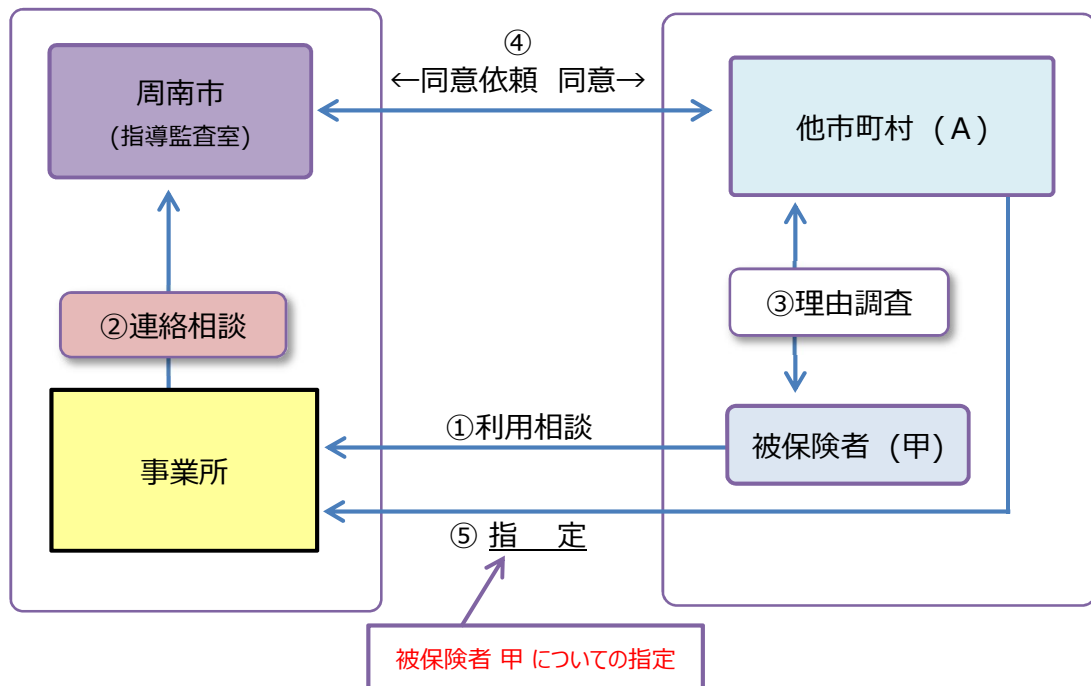
2 他市町村の被保険者を受けする場合

他市町村(A)の被保険者(甲)からの利用の相談があれば、**事前に**必ず指導監査室に連絡してください。

利用の際は介護保険被保険者証を確認することになります。このとき、他市町村の被保険者の場合、手続きに漏れがないか特に気を付けてください。

そのまま利用した場合、手続きが完了するまでの**保険給付はできません**。

(1) 手続き(概要)



(2) 注意点

1) ①で相談があれば、次を聞き取りして、周南市には必ず②の連絡を入れてください。

聞取事項

- ・ 被保険者情報 (氏名、住所)
- ・ 周南市での親族の有無
- ・ 地域密着型ではないサービス(県指定のサービス等)の選択はできないか
- ・ 住所は異動できないのか(異動できない理由)

2) この場合の指定は、当該被保険者個人についてのみの指定となります。

よって、また違う被保険者の利用については、再度指定手続きをすることになります。

参考

- ・ 国保連のシステム上、他市が一旦個人(甲)の指定をし、同じ保険者の別の個人(乙)が指定なく利用した場合、報酬請求はエラーなく通ってしまいます。この場合発覚すれば、相当額返還となります。

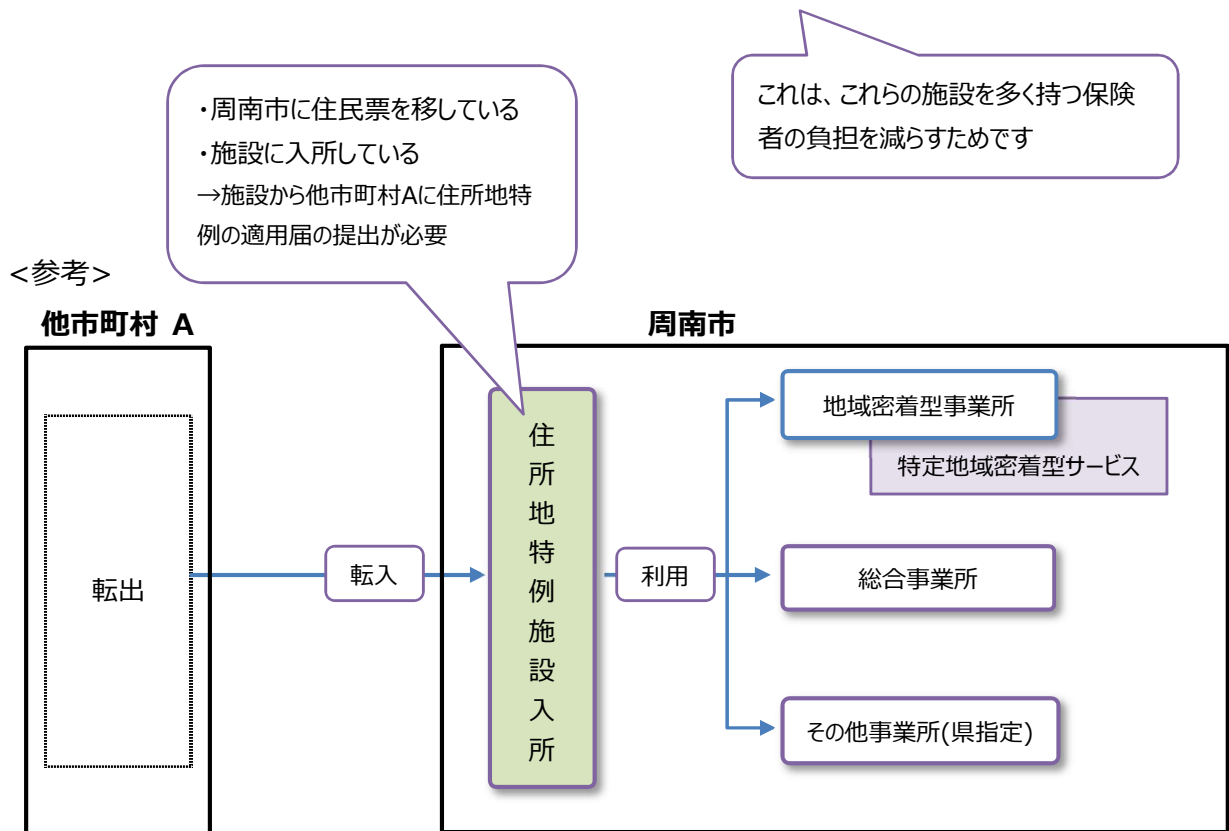
3) ③の理由調査の結果、やむを得ない事情が認められなければ、④⑤は行いません。

住所地特例事業所の制度について

通常、住所地の介護保険事業所を利用した場合、介護報酬は当該住所地の保険者の負担になります。
 他市町村の被保険者が、次の住所地特例対象施設に入所・入居(当該施設に住所を変更)した場合は、引き続き元の住所地の市町村の**被保険者**となります。

「住所地特例対象施設」とは・・・

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設、介護医療院
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム（老人福祉法による入所措置がとられている場合）
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅（「有料老人ホームの定義を満たすもの」かつ「賃貸借契約」の場合）



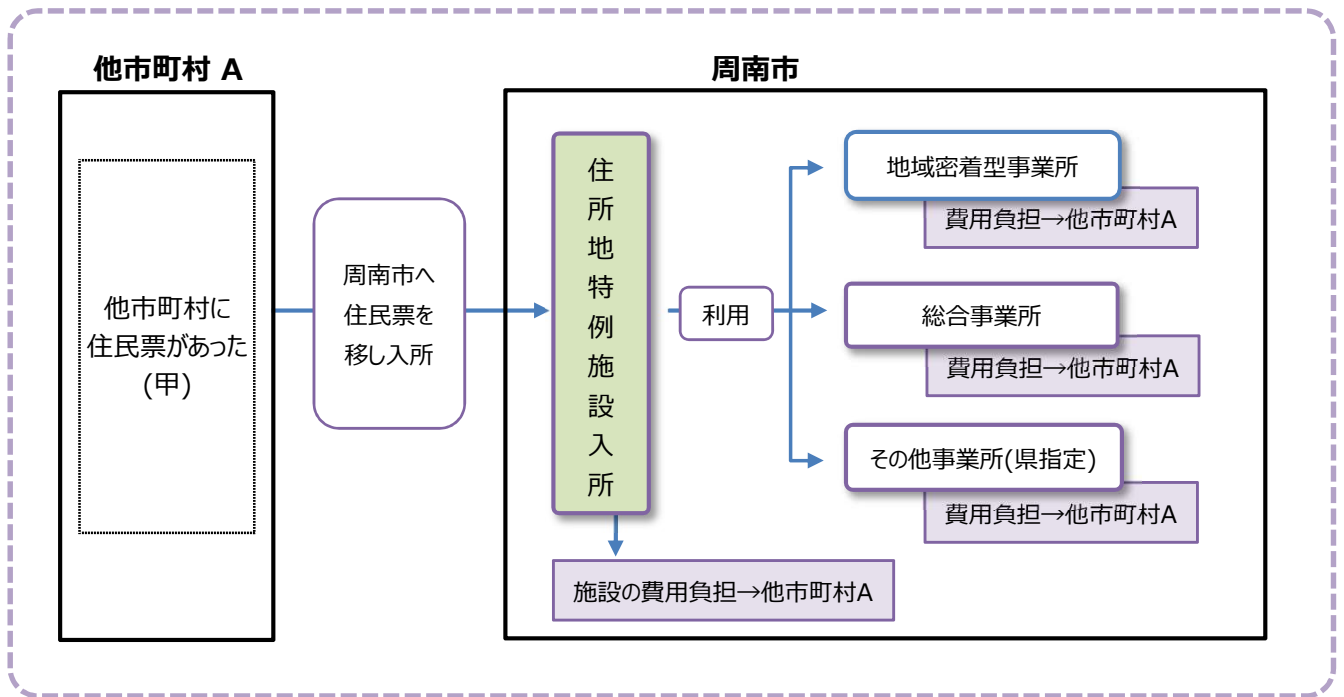
「特定地域密着型サービス」とは・・・

入所しているので、利用できる地域密着型サービスは、次の居宅系のサービスに限ります。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ (介護予防)認知症対応型通所介護
- ・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

<参考> 住所地特例による費用負担について

[住所地特例の場合]



(住民票は周南市だが、保険者は A)

違いに注意

[他市町村による指定による場合]

(住民票は他市町村なので、保険者は A)

